

令和7年3月4日

▼タイトル

消防職員の懲戒処分および分限処分に対する公平委員会の裁決について

消防職員に対して行った懲戒処分および分限処分を取り消す裁決が、高島市公平委員会より出されましたので、別紙のとおり資料提供します。

▼問い合わせ先

○所 属： 総務部 人事課

○電話番号： 0740（25）8525

消防職員の懲戒処分および分限処分に対する公平委員会の裁決について

令和 5 年 5 月 23 日付けで行った消防本部におけるパワーハラスメント事案に関する懲戒処分および分限処分について、被処分者のうち 1 名が、令和 5 年 8 月 9 日付で高島市公平委員会へ、処分の取り消しを求め、審査請求を行いました。

公平委員会での審査の結果、令和 7 年 1 月 31 日付けで、懲戒処分および分限処分を取り消す裁決が出されました。

1. 原処分の内容

処分年月日	令和 5 年 5 月 23 日
懲 戒 処 分	減給（10 分の 1） 1 月間
分 限 処 分	降任（課長級）
概 要	被処分者は令和 2 年 4 月以降、部下の職員に対し、差別的発言、威圧的行動、事実の隠蔽、不適切発言等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、就業環境を悪化させたため、懲戒処分を行った。 被処分者の降任によらなければ、組織運営および規律保持に支障が生じるため、分限処分を行った。

2. 審査請求内容 懲戒処分および分限処分の取り消し

3. 公平委員会の裁決

裁決年月日	令和 7 年 1 月 31 日
裁 決 主 文	1. 懲戒処分を取り消す 2. 分限処分を取り消す

4. 裁決理由の骨子

- (1) 本件処分においては、その判断の妥当性を担保するような客観的な資料の収集や事実確認が適切かつ十分に行われていない。
また、地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号および第 3 号、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号および第 2 号所定の処分事由が認められないにもかかわらず、これがあることを前提とした処分を行った違法が認められる。
- (2) 以上のことから、本件処分は、その手続きに重大な瑕疵があり、地方公務員法第 27 条第 1 項の「公正の原則」および同法第 28 条第 1 項に反する裁量権を逸脱した違法なものであり、取り消されるべきである。

5. 今後の対応

公平委員会の裁決を踏まえ、必要な対応をとります。